

那覇市公報

第1607号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（消防本部予防課）・・・ 1041

◇告 示◇

○平成24年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局企画経営課）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1051

○平成25年（2013年）10月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）・・・ 1052

○平成25年（2013年）10月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1052

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）・・・・・・・・ 1053

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）・・・・・・・・ 1054

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）・・・・・・・・ 1055

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について（保護管理課）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1056

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の廃止について（保護管理課）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1057

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について
（保護管理課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1058

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の廃止について （保護管理課）	1059
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の辞退について （保護管理課）	1060
○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）	1061
○平成 25 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）（上下水道局企画経営課）	1062
○平成 25 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）（上下水道局企画経営課）	1063

◇公 告◇

○国保健診だより配布業務委託に係る一般競争入札の実施について（特定健診課）	1065
○マンション建替組合の理事長の氏名及び住所について（建設企画課）	1066
○住民票の職権消除の公示について（市民課）	1066
○那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募について（健康増進課）	1067

◇消防本部告示◇

○那覇市予防関係事務の取扱いについて	1069
--------------------------	------

◇教育委員会規則◇

○那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	1074
--	------

規 則

那覇市規則第83号

平成25年10月10日

公 布 済

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則（昭和47年那覇市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（禁止行為の解除） 第2条の2 条例第23条第1項のただし書に規定する承認を受けようとする者は、禁止行為の解除承認申請書（第1号様式）により申請しなければならない。 2 〔略〕	（禁止行為の解除） 第2条の2 条例第23条第1項のただし書の規定による承認を受けようとする者は、禁止行為の解除承認申請書（第1号様式）により申請しなければならない。 2 〔略〕 3 <u>消防長又は消防署長は、第1項の規定による申請を受理した場合で、禁止行為の解除を承認することを決定したときは、禁止行為の解除承認通知書（第1号様式の2）を申請者に交付するものとする。</u>
（消防訓練実施の届出） 第3条 条例第55条第2項及び第3項に規定する消防訓練の届出は、消防訓練実施届出書（<u>第1号様式の2</u>）によるものとする。 （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第6条 条例第59条に規定する火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次に定める届出書によるものとする。ただし、<u>第1号</u>、第4号及び第5号に掲げる行為の届出については、やむを得ない場合に限り、電話その他の方法によることができる。 (1) 条例第59条第1号に掲げる行為 <u>火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書（第7号様式）</u> (2)～(5) 〔略〕 2 〔略〕 （申請書及び届出書）	（消防訓練実施の届出） 第3条 条例第55条第2項及び第3項に規定する消防訓練の届出は、消防訓練実施届出書（<u>第1号様式の3</u>）によるものとする。 （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第6条 条例第59条に規定する火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次に定める届出書によるものとする。ただし、<u>第1号ア</u>、第4号及び第5号に掲げる行為の届出については、やむを得ない場合に限り、電話その他の方法によることができる。 (1) 条例第59条第1号に掲げる行為 <u>ア イ以外の場合 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書（第7号様式）</u> <u>イ 不特定多数の者を集客する催物において火気等を取扱う露店等を開設する場合 催物に伴う露店等開設届出書（第7号様式の2）</u> (2)～(5) 〔略〕 2 〔略〕 （申請書及び届出書）

第10条 〔略〕	第10条 〔略〕
2 消防長又は消防署長は、前項の申請書又は届出書を受理した場合で、当該申請又は届出事項について検査等を行い、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に、申請書にあつては承認印(第14号様式)を、届出書にあつては確認済印(第14号様式の2)を押して申請者又は届出者に交付するものとする。	2 消防長又は消防署長は、前項の申請書又は届出書を受理した場合で、当該申請又は届出事項について検査等を行い、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に、申請書(禁止行為の解除承認申請書を除く。)にあつては承認印(第14号様式)を、届出書にあつては確認済印(第14号様式の2)を押して申請者又は届出者に交付するものとする。
〔第1号様式 別記〕	〔第1号様式 別記〕
第1号様式の2(第3条関係)	第1号様式の3(第3条関係)
那覇市 消防署長 様	那覇市 消防署長 宛
〔略〕	〔略〕
第1号様式の3 削除	第1号様式の4(第3条の2関係)
第1号様式の4(第3条の2関係)	第1号様式の5(第3条の2関係)
那 覇 市 様	那 覇 市 宛
〔略〕	〔略〕
第1号様式の5(第3条の2関係)	第2号様式(第4条関係)
那 覇 市 様	那 覇 市 宛
〔略〕	〔略〕
第2号様式(第4条関係)	第3号様式(第5条関係)
那覇市 様	那覇市 宛
〔略〕	〔略〕
第3号様式(第5条関係)	
那覇市 様	
〔略〕	

第4号様式(第5条関係)		第4号様式(第5条関係)	
	[略]		[略]
那覇市 様		那覇市 宛	
	[略]		[略]
第5号様式(第5条関係)		第5号様式(第5条関係)	
	[略]		[略]
那覇市 様		那覇市 宛	
	[略]		[略]
第6号様式(第5条関係)		第6号様式(第5条関係)	
	[略]		[略]
那覇市 様		那覇市 宛	
	[略]		[略]
第7号様式(第6条関係)		第7号様式(第6条関係)	
	[略]		[略]
那覇市 様		那覇市 消防署長 宛	
	[略]		[略]
第8号様式(第6条関係)		[第7号様式の2 別記]	
	[略]	第8号様式(第6条関係)	
那覇市 様		那覇市 消防署長 宛	
	[略]		[略]
第9号様式(第6条関係)		第9号様式(第6条関係)	
	[略]		[略]
那覇市 様		那覇市 消防署長 宛	
	[略]		[略]
第10号様式(第6条関係)		第10号様式(第6条関係)	
	[略]		[略]
那覇市 様		那覇市 消防署長 宛	
	[略]		[略]

第11号様式(第6条関係)		第11号様式(第6条関係)	
<u>那 覇 市</u> 様	[略]	<u>那 覇 市 消防署長</u> 宛	[略]
	[略]		[略]
第11号様式の2(第6条関係)		第11号様式の2(第6条関係)	
<u>那覇市</u> 様	[略]	<u>那覇市 消防署長</u> 宛	[略]
	[略]		[略]
第12号様式(第7条関係)		第12号様式(第7条関係)	
<u>那覇市</u> 様	[略]	<u>那覇市 消防署長</u> 宛	[略]
	[略]		[略]
第12号様式の2(第8条関係)		第12号様式の2(第8条関係)	
那覇市 消防署長 <u>様</u>	[略]	那覇市 消防署長 <u>宛</u>	[略]
	[略]		[略]
第13号様式(第9条関係)		第13号様式(第9条関係)	
那覇市消防長 <u>様</u>	[略]	那覇市消防長 <u>宛</u>	[略]
	[略]		[略]
第13号様式の2(第9条関係)		第13号様式の2(第9条関係)	
那覇市消防長 <u>様</u>	[略]	那覇市消防長 <u>宛</u>	[略]
	[略]		[略]
第13号様式の3(第9条の2関係)		第13号様式の3(第9条の2関係)	
那覇市 <u>様</u>	[略]	那覇市 <u>宛</u>	[略]
第15号様式(第11条関係)		第15号様式(第11条関係)	

那覇市消防長 様 [略]	[略] 那覇市消防長 宛 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 5 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条の2関係)

禁 止 行 為 の 解 除 承 認 申 請 書

那 覇 市		様		[略]
				[略]
火災予防条例第23条第1項の規定による指定場所における禁止行為について、解除の承認を受けたいので下記により申請します。				
[略]				
解除の承認 を受けよう とする行為	[略]			
	期 間	年 月 日から 年 月 日		
行 為 者	[略]			
	氏 名	(年齢 歳)男・女		
[略]				

備考

- 1 [略]
- 2 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 解除の承認を受けようとする場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。
- 4～5 [略]

〔改正後 別記〕

第1号様式(第2条の2関係)

禁 止 行 為 の 解 除 承 認 申 請 書

那 覇 市		宛		[略]
				[略]
那覇市火災予防条例第23条第1項の規定による指定場所における禁止行為について、解除の承認を受けたいので下記により申請します。				
[略]				
解除の承認 を受けよう とする行為	[略]			
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
行 為 者	[略]			
	氏 名			
[略]				

備考

- 1 [略]
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 解除の承認を受けようとする場所の詳細図及び当該場所付近の概要図並びに火災予防上講じた措置が具体的に分かる書類(消火器の設置位置、消火者及び避難誘導者の配置状況図等)を添付すること。
- 4 演出上機器を使用する場合には、必要に応じて仕様、性能等に関する資料を添付すること。
- 5～6 [略]

[改正後 別記]

第1号様式の2(第2条の2関係)

禁止行為の解除承認通知書

那消 第 号 年 月 日				
様				
那覇市 印				
年 月 日付けで申請のあった禁止行為の解除については、次のとおり承認することを決定したので、那覇市火災予防条例第23条ただし書の規定に基づき通知する。				
防 火 対 象 物	所 在 地			
	名 称			
解除を承認する場所	階 数	階	階の用途	
	名 称		場所の用途	
解除を承認する行為	種 類	喫 煙 ・ 裸 火 使 用 ・ 危 険 物 品 持 込 み		
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	内 容			
行 為 者	住 所			
	氏 名			
特 記 事 項				

[改正後 別記]

第7号様式の2(第6条関係)

催物に伴う露店開設届出書

那覇市 消防署長 宛		年 月 日	
届出者		住所	
		(電話	
		氏名	
		)	
		⑩	
下記のとおり火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(露店等の開設)をするので、那覇市火災予防条例第59条の規定に基づき届け出ます。			
期 間	年 月 日	時 分	分から分まで
場 所			
開 設 の 方 法			
開 設 の 店 数			
火気等の使用の有無及び状況	☐ 有(火気等の設置及び管理状況を別紙として添付すること。) ☐ 無		
道路使用許可の有無	☐ 有 ☐ 無		
現場責任者の職・氏名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 □には、該当する箇所にレ印を記入すること。
- 4 火気等の設置及び管理状況について、詳細が分かるものを添付すること。
- 5 対象火気設備等を使用する場合は、消火器具の設置状況が分かるものを添付すること。
- 6 道路を使用する場合は、その区間及び出店の区域を明示した図面を添付すること。
- 7 ※印の欄は、記入しないこと。

告 示

那覇市告示第 192 号

平成 25 年 10 月 11 日

掲 示 済

平成 24 年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 24 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

(備考) 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 197 号

平成 25 年 10 月 16 日

掲 示 済

平成 25 年（2013 年）10 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 25 年（2013 年）10 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 25 年 10 月 24 日（木）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
（1） 工事請負契約について（大名小学校校舎改築工事（建築））
（2） 専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
（3） 専決処分の報告について（那覇市立小学校内における転倒事故）

那覇市告示第 201 号

平成 25 年 10 月 21 日

掲 示 済

平成 25 年（2013 年）10 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 25 年（2013 年）10 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

1 決算認定議案

- (1) 平成 24 年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- (2) 平成 24 年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- (3) 平成 24 年度那覇市一般会計歳入歳出決算
- (4) 平成 24 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成 24 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成 24 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成 24 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成 24 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成 24 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成 24 年度那覇市公営墓地整備等事業特別会計歳入歳出決算

2 委員会の採択陳情

平成 25 年度通常総会における決議事項について

3 委員会への付託陳情

那覇市の動物愛護管理行政のあり方について

那覇市告示第 211 号

平成 25 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
ペリー歯科クリニック	医療法人 笑歯会	平成 25 年 5 月 1 日
那覇市字小緑 421 番地の 29		
仲地耳鼻咽喉科	仲地 紀之	平成 25 年 9 月 1 日
那覇市泊二丁目 6 番 10 号 3 階		
めぐみクリニック	戸澤 好美	平成 25 年 10 月 1 日
那覇市前島三丁目 21 番 18 号 スプレット・エム 2 階・3 階		

那覇市告示第 212 号

平成 25 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
ペリー歯科クリニック	平成 25 年 5 月 1 日
那覇市字小緑 421 番地の 29	
仲地耳鼻咽喉科	平成 25 年 9 月 1 日
那覇市泊二丁目 6 番 3 号	
嶺井歯科医院	平成 25 年 10 月 1 日
那覇市牧志三丁目 13 番 17 号 丸十ビル 307 号	

那覇市告示第 213 号

平成 25 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称 開 設 者	所 在 地 サービスの種類	指定年月日
訪問看護ステーション いのり	那覇市西二丁目 4 番 17 号	平成 25 年 10 月 1 日
合同会社 大愛	訪問看護 介護予防訪問看護	
通所介護「ひまわり」	那覇市首里石嶺町四丁目 356 番 地	平成 25 年 10 月 1 日
特定医療法人 葦の会	介護予防通所介護	
ポラリスデイサービス センター古波蔵	那覇市古波蔵三丁目 11 番 15 号 パークサイド KYOWA 1 階	平成 25 年 10 月 1 日
マヤ株式会社	通所介護、介護予防通所介護	
デイサービスセンター 大道中央	那覇市字大道 127 番地	平成 25 年 10 月 1 日
有限会社 ヘルスサポ ート	通所介護 介護予防通所介護	
おきなわ介護リハビリ センター	那覇市字栄原三丁目 10 番 23 号	平成 25 年 10 月 9 日
特定非営利活動法人 地域で支える介護リハ ビリ研究会	通所介護、介護予防通所介護	

那覇市告示第 214 号

平成 25 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整備を担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整備を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指定年月日
	施 術 所 所 在 地	
伊波 斉志	ゆうな整骨院	平成 25 年 9 月 19 日
	那覇市三原三丁目 20 番 5 号 宮平邸 1 階 A 号室	

那覇市告示第 215 号

平成 25 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり廃止届があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
喜久里 正人	喜久里整骨院	平成 25 年 5 月 9 日
	那覇市前島二丁目 5 番 15 号	

那覇市告示第 216 号

平成 25 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者 氏 名		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
平 田 満		平成 25 年 6 月 1 日
名 称	ひろ治療院（マッサージ治療院 楽）	
所在地	那覇市字寄宮 173 番地 1 前田店舗 1 号室 （那覇市識名一丁目 4 番 16 号）	

那覇市告示第 217 号

平成 25 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり廃止届があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
高嶺 廉	レイス治療院 那覇	平成 25 年 5 月 1 日
	那覇市繁多川 3 丁目 14 番 2 号	

那覇市告示第 218 号

平成 25 年 11 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の辞退について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり辞退届があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
田 仲 康 治	田仲治療院	平成 25 年 11 月 1 日
	那覇市三原二丁目 6 番 12 号	
當 山 勲	平成鍼灸院	平成 25 年 11 月 1 日
	那覇市与儀二丁目 15 番 11 号 彦アパート 101	

那覇市告示第 219 号

平成 25 年 11 月 1 日

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名 称 首里汀良町自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の変更

（変更前） 氏名 田畑 富美子

住所 那覇市首里汀良町 2 丁目 47 番地 2

（変更後） 氏名 照屋 和男

住所 那覇市首里汀良町 1 丁目 49 番地

那覇市告示第 220 号

平成 25 年 11 月 1 日

平成 25 年（2013 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 25 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 25 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第 1 款	水道事業収益	7,682,750 千円	△230 千円	7,682,520 千円
第 2 項	営業外収益	110,680 千円	△230 千円	110,450 千円
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7,412,702 千円	△29,331 千円	7,383,371 千円
第 1 項	営業費用	7,173,013 千円	△26,781 千円	7,146,232 千円
第 2 項	営業外費用	210,638 千円	△2,550 千円	208,088 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「979,736 千円」を「741,980 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「24,508 千円」を「21,806 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「712,304 千円」を「477,250 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第 1 款	資本的収入	315,616 千円	△124,500 千円	191,116 千円
第 1 項	補助金	275,000 千円	△206,500 千円	68,500 千円
第 2 項	出資金	9,960 千円	82,000 千円	91,960 千円

支 出

第1款	資本的支出	1,295,352 千円	△362,256 千円	933,096 千円
第1項	建設改良費	947,427 千円	△362,256 千円	585,171 千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
豊見城配水池隣接地の賃貸借契約に伴う賃借料	平成25年度から平成28年度まで	8,600 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,360,417 千円	△28,935 千円	1,331,482 千円

那覇市告示第 221 号

平成 25 年 11 月 1 日

平成 25 年（2013 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第1条 平成 25 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成 25 年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第 1 款	下水道事業収益	4,355,327 千円	5,893 千円	4,361,220 千円
第 2 項	営業外収益	413,137 千円	△97 千円	413,040 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	5,990 千円	5,991 千円

		支 出		
第 1 款	下水道事業費用	4,081,393 千円	4,701 千円	4,086,094 千円
第 1 項	営業費用	3,610,232 千円	△640 千円	3,609,592 千円
第 2 項	営業外費用	445,681 千円	△659 千円	445,022 千円
第 3 項	特別損失	5,480 千円	6,000 千円	11,480 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「910,768 千円」を「923,469 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「20,636 千円」を「21,284 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「501,276 千円」を「525,539 千円」に、当年度分損益勘定留保資金「388,856 千円」を「376,646 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	1,387,313 千円	32,800 千円	1,420,113 千円
第 3 項	出資金	454,622 千円	32,800 千円	487,422 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,298,081 千円	45,501 千円	2,343,582 千円
第 1 項	建設改良費	1,165,146 千円	45,501 千円	1,210,647 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	411,243 千円	△1,313 千円	409,930 千円

公 告

那覇市公告第 280 号

平成 25 年 10 月 17 日

掲 示 済

国保健診だより配布業務委託に係る一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- （1）件 名 国保健診だより配布業務委託
- （2）入札参加資格 別紙をご覧ください

2 入札説明会の日時及び場所

- （1）日 時：平成 25 年 10 月 25 日（金）午前 10 時
- （2）場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 3 階 302 会議室

3 入札執行の日時及び場所

- （1）日 時：平成 25 年 10 月 28 日（月）
- （2）場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 2 階 202B 会議室

4 「落札候補者決定通知書」を受領後、競争参加資格確認申請が提出可能になります。

※駐車場は有料です。

那覇市公告第 281 号
平成 25 年 10 月 17 日
掲 示 済

マンション建替組合の理事長の氏名及び住所について

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合から理事長の氏名及び住所の届出があったため、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 氏名

花城 智子

2 住所

沖縄県那覇市牧志 2 丁目 17 番 2 号 第一あきひろビル 4 階

那覇市公告第 290 号
平成 25 年 10 月 22 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 307 号

平成 25 年 11 月 1 日

那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募について

那覇市では、那覇市保健所施設内に清涼飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成 23 年 12 月 6 日市長決裁）に基づき、自販機設置場所（行政財産）を制限付一般競争入札により貸し付けを行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 入札の内容

那覇市保健所施設内の 1 階に設置する自販機 2 台について以下のとおり募集を分けて 2 回の入札を行う

① 1-①災害救助ベンダー対応自販機 1 台

② 1-②ハイサイ運動対応自販機 1 台

(2) 契約の名称

那覇市保健所施設内自動販売機設置賃貸借

(3) 入札に付する物件

① 所在地：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号

② 貸付面積：

ア 1-①災害救助ベンダー対応自販機 1.32 m²

イ 1-②ハイサイ運動対応自販機 1.32 m²

(4) 契約期間：

平成 25 年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日まで。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 沖縄県内に本社や事業所、営業所を有する法人

(2) 法人で地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと。

(5) 過去 5 年以上、自販機設置維持管理の実績がある法人であること。

(6) 本公募要領に定める条件及び法令等を遵守し、「設置事業者（借受者）自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業（以下「自販機事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。

- (7) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 契約事項を示す場所

那覇市与儀1丁目3番21号 那覇市保健所2階4番窓口
那覇市 健康部 保健所 健康増進課 保健総務G

4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成25年11月25日（月）午後2時より
(2) 場 所：那覇市与儀1丁目3番21号 那覇市保健所3階 多目的室A

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の100分の5以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第12条第1項の規定に基づく場合は免除とします。

6 予定価格は、以下のとおりです。

- ① 1-①災害救助ベンダー対応自販機 41,820 円
② 1-②ハイサイ運動対応自販機 41,820 円
落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。

7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。

8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

9 入札実施要領の交付に関する事項

- (1) 入札案内書（公募要領）の交付及び入札参加申込受付は、那覇市健康部健康増進課で行います。
(2) 入札参加申込受付期間は、平成25年11月1日（金）から平成25年11月8日（金）まで。

10 その他

- (1) 落札者は、当該入札物件が公有財産であることに留意し、利用すること。
(2) その他詳細については、「那覇市保健所施設自動販売機設置事業者公募要領（制限付一般競争入札）」によります。

【お問い合わせ先】

那覇市 健康部 保健所 健康増進課 保健総務G
電話：(直通) 098-853-7961（内線6002）

消防本部告示

那覇市消防本部告示第2号

平成25年10月22日

施 行 済

那覇市予防関係事務の取扱いについて

消防法令、建築基準法令並びに那覇市火災予防条例(1971年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)及び那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)に基づき、那覇市消防本部予防事務取扱規程(平成25年消防本部訓令第17号)を定め、申請又は届出に関する事項については次のように取扱うこととしたので、通知する。

那覇市消防本部

消防長 玉 城 則 雄

1 建築同意等に係る事項

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条第1項の規定により消防用設備・特殊消防用設備等の設置が必要となるものについては、消防用設備等の図面及び無窓階の算定等を建築図面等に記載すること。
- (2) 着工届出書は、防火対象物ごとを単位とし、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごと一括して届け出ること。また、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)第31条第6号イに規定する加圧送水装置を設置する連結送水管に係る添付図書については、屋内消火栓設備等の他の消火設備に準じて記載し、前項の消火設備の着工届出書の添付図書と一括して提出すること。
- (3) 設置届出書は、防火対象物ごとを単位とし、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごと一括して届け出ること。

2 防火管理等に係る事項

- (1) 防火管理者の選任又は解任の届出書は、次に掲げるときに届け出ること。
なお、防災管理者においては、「防火管理者」を「防災管理者」として読み替えて準用する。以下同じ。
ア 管理権原者が防火管理者を選任したとき又は解任したとき。
イ 管理権原者が変更となったとき(人事異動を含む)。
- (2) 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)第3条第2項の規定により防火管理者の外部委託を行おうとする者は、事前に所轄の消防署長の指導を受け、妥当であると判断されるものについては、消防長が承認する。

この場合において、以下の委任を認める場合の基準を満たしているものに対し、防火管理者の業務を委任できるものとする。防災管理者の外部委託について は、「防火管理者」を「防災管理者」として読み替えて準用する。以下同じ。

- ア 省令第2条の2第1項に基づく防火対象物又は防火対象物の部分であること。
 - イ 管理的又は監督的な地位にある者が、次のいずれかの事由により防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないこと。
 - a 那覇市消防本部の管轄外に居住又は勤務している場合。
 - b 身体的な事由（高齢、病気等）がある場合。
 - c 日本語が不自由である場合。
 - d 所有者又は占有者が頻繁に変更となる場合。
 - e 従業員が常駐していない又は極端に少ない場合。
 - f その他消防署長が防火管理業務を適切に遂行することができないと判断した場合。
 - ウ 管理権原者から防火管理に関する権限について、契約書等により付与及び受託者に対し防火管理業務の内容について明らかにした書面等が交付されており、かつ、受託者が当該内容に対する十分な知識を有していること。
 - エ 委任する防火対象物の事業所に防火担当責任者が指定されていること。
- (3) 管理権原が複数に分かれている防火対象物において、各事業所が単独で防火管理者を選任することが困難なときは、次に掲げる条件を満たす場合において、主となる管理権原者の事業所が選任する防火管理者を共同して選任できる。
- なお、防災管理対象物においては、「防火管理者」を「防災管理者」として読み替えて準用する。以下同じ。
- ア 各管理権原者が管理する部分の収容人員が、政令第1条の2第3項に規定する基準未滿で、従業員数が概ね10人程度であること。
 - イ 政令別表第一(6)項に類する自力避難が困難な者を収容する事業所が含まれていないこと。
 - ウ 主事業所と、防火管理者を共同して選任しようとする他の事業所の所有形態、管理形態及び使用形態等が同一であること。
 - エ 共同して選任しようとする各事業所(防火管理者を選任する主事業所を除く。)に、防火担当責任者を置くこと。
 - オ 防火担当責任者は、事業所の管理権原者又は防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的若しくは監督的な地位にある者であること。
- (4) 消防計画の作成又は変更の届出は、次に掲げるときに届け出ること。
- ア 管理権原者が防火管理者又は防災管理者を選任し、当該防火管理者又は防災管理者が消防計画を作成したとき。
 - イ 前アの消防計画の内容に変更が生じたとき。
 - ウ 管理権原者が変更となったとき(人事異動を含む)。
- (5) 自衛消防組織設置又は変更の届出は、次に掲げるときに届け出ること。
- ア 管理権原者が新たに自衛消防組織を設置したとき。
 - イ 自衛消防組織の内容に変更があったとき。
 - ウ 統括管理者が変更となったとき。
 - エ 管理権原者が変更となったとき(人事異動を含む)。

- (6) 各届出書においては、届出者は、所定の様式に必要事項を記載した届出書の正本及び副本各1部を作成し、消防本部予防課又は防火対象物の所在する地域を管轄する消防署又は出張所へ届出ること。

3 消防用設備等の点検報告に係る事項

- (1) 消防用設備等、特殊消防用設備等点検報告書の書類の保存期間は、一般財団法人日本消防設備安全センターの運用規定を準用し、原則3年とする。
- (2) 3年を経過したものについては、消防用設備等点検結果総括表、消防用設備等点検者一覧、経過一覧表を保存すること。

4 那覇市火災予防条例に規定する禁止行為に係る事項

- (1) 条例第23条第1項に規定する消防長が指定する場所は、防火対象物又はその部分で、次に掲げるものとする。

ア 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んではない場所

- a 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
- b 観覧場の舞台及び客席(喫煙にあつては、屋外の客席及び全ての床が不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られた客席を除く。)
- c 公会堂又は集会場の舞台及び客席(喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。)
- d キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
- e 百貨店等(床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの)の売場及び通常顧客の出入りする部分(喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く。)
- f 屋内展示場で公衆の出入りする部分
- g 旅館、ホテル又は宿泊所で催物の行われる部分
- h 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
- i 自動車車庫又は駐車場で、次に該当するもの(危険物品については除く。)
- ① 駐車のために供する部分の床面積が地階又は2階以上の階にあつては、200平方メートル以上、1階にあつては、500平方メートル以上、屋上部分にあつては、300平方メートル以上のもの
- ② 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの
- j 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲(裸火にあつては、日常的に用いられる火を使用する設備及び器具並びに宗教的行事等で用いられるものを除く。)

イ 危険物品を持ち込んではない場所

- a 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(アのa、b、cに掲げる場所を除く。)の公衆の出入りする部分
- b キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で、公衆の出入りする部分の床面積の合計が100平方メートル以上のもの
- c 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合い

の用に供する建築物に限る。)

5 消防法令適合通知等に係る事項

- (1) 旅館、ホテル、国際観光ホテル及び風俗営業等に関する法令に基づく営業の許可等による消防法令適合通知書の交付を受けようとする者は、消防法令適合通知書交付申請書に必要な事項を記入し消防長又は署長へ申請すること。
- (2) (1)を除く社会福祉施設等及びその他の事業所等において消防法令適合通知書の交付を受けようとする者は、消防法令適合通知書交付申請書に必要な事項を記入し消防長又は署長へ申請すること。

6 防火・防災管理対象物定期点検(制度)報告に係る事項

- (1) 該当する防火対象物の定期点検は1年に1回実施し、その結果を防火対象物点検票として作成するとともに、防火対象物定期点検結果報告書に添付し届け出ること。なお、防災管理対象物について準用する。
- (2) 法第8条の2の3に基づき、防火対象物の管理について権原を有する者から防火対象物点検報告特例認定の申請は、当該申請に基づき査察を行い、消防法令の遵守状況が良好な防火対象物に対し特例認定を行う。なお、法第36条に基づく防災管理特例認定においても準用する。以下同じ。
- (3) (2)による特例認定を受けた防火対象物であっても、次のいずれかに該当するときは、特例認定が失効する。
 - ア 認められてから3年を経過したとき。
 - イ 管理について権原を有する者が別となったとき(人事異動は含まない)。
- (4) 特例認定の有効期間中であっても、法第8条の2の3第6項の規定に基づき、次のいずれかに該当するときは、特例認定を取り消し、当該防火対象物の関係者に特例認定取消書を通知するとともに、防火優良認定証を掲げさせない。
 - ア 偽りその他不正な手段により、特例認定を受けたことが判明したとき。
 - イ 消防法令が遵守されていないとき。
 - ウ 条例の基準に適合していないとき。
- (5) (3)イの管理権原者が別となるときは、特例認定を受けた管理権原者が管理権原者変更届出書により、その旨を消防長に届け出ること。
- (6) 防火自主点検報告書及び防火自主点検票の届出に伴う防火自主点検済認定の申請は、(2)特例認定の取扱いに準ずる。

7 立入検査及び法令違反の処理に係る事項

- (1) 消防職員による立入検査を実施したときは、当該対象物の関係者に対して、防火対象物立入検査結果通知書及び不備事項等指導表を交付し、指導事項に対する報告については、当該対象物の管理権原者は、改修等報告書により行うこと。
- (2) (1)の改修等報告書には、次の事項を明示すること。
 - ア 指導事項の履行期日
 - イ 指導事項の履行に長期間を要する場合の具体的な計画に関する事項
 - ウ ア、イのほか、報告に必要と認められる事項
- (3) 消防長又は署長は、火災予防又は事故原因調査のため必要と認められる資料(消防対象物の実態を把握するために必要な一切の文書図面をいう。以下

同じ。)について、関係のある者等に対し任意で提出を求めることができる。

- (4) 消防長又は消防署長は、火災予防又は事故原因調査のため必要と認められる事項について、関係のある者等に対し任意の報告を求めることができる。
- (5) 消防長又は消防署長は、違反内容が命令要件に該当し、かつ、緊急に措置する必要があると認める場合で命令書を交付するいとまがないときは、違反した者に対し、口頭で必要な事項について命令することができる。
- (6) 法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務の遂行中において、命令要件の措置をとるべきものに該当する違反を発見した職員は、違反した者に対し、口頭で必要な事項について命令することができる。
- (7) 消防長又は消防署長は、命令又は告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより代執行を行うことができる。
- (8) 違反処理に係る警告書、命令書、許可の取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書を交付するときは、原則として、当該関係者に直接交付するとともに、受領書に署名押印を求める。
- (9) (6)の警告書等の受領を関係者が受取拒否した場合は、必要に応じて、配達証明又は内容証明の取扱い等により郵送する。

8 指定数量未満の危険物及び指定可燃物に係る事項

- (1) 少量危険物貯蔵取扱の届出において、変更したときとは次に掲げるときをいう。なお、指定可燃物について準用する。
 - ア 危険物の品名又は数量に変更があった場合。
 - イ 危険物の貯蔵又は取扱方法に変更があった場合。
 - ウ 危険物が設置されている建築物又は工作物の構造又は設備を取替、増設又は改造があった場合。
- (2) 危険物保安技術協会の認定を受けたタンクとは、条例31条の4第2項第1号、同条例第31条の5第2項第4号及び同条例第31条の6第2項第2号に規定する技術上の基準を満たしているものをいう。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 13 号

平 成 2 5 年 1 0 月 1 1 日

公 布 済

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例(平成24年那覇市条例第73号)付則
ただし書に規定する規定の施行期日は、平成25年11月1日とする。